SE Holdings and Incubations Co.,Ltd.

最終更新日:2018年6月22日 SEホールディングス・アンド・インキュペーションズ株式会社

代表取締役社長 速水 浩二

問合せ先:執行役員経営企画部 部長 松村真一

証券コード:9478

http://www.sehi.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

<u>コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他</u>の基本情報

1.基本的な考え方 更新

当社は株主への利益還元、法人としての社会への貢献を長期的かつ安定的に提供すべく会社経営を行っており、「本当に正しいことを続けていくこと」を当社の基本的価値観としています。コーポレート・ガバナンスの充実については、この実現に必要な最も重要な施策の一つと認識し、当社グループ全体が一体となり、経営陣が率先して経営の透明性や健全性の向上に取り組んでまいります。

当社は、平成30年6月22日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させるとともに、業務執行を行う取締役および執行役員への権限移譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率化を高めることを目的としております。経営に対する監視機能を充実させるため、当社と利害関係がない法律・会計の専門家である社外取締役2名(両名共、監査等委員)を採用し、監査の実効性を高めております。

社外取締役は、取締役会その他重要な会議への出席、業務執行取締役や使用人からの営業報告聴取等を通じ、当社の重要情報へのアクセスが保証され、業務執行取締役の職務執行を監査する体制を確立しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
速水 浩二	2,510,400	10.84
株式会社SBI証券	1,002,900	4.33
鬼頭 正彦	870,000	3.76
株式会社りそな銀行	740,000	3.19
篠崎 晃一	691,800	2.99
佐々木 幹夫	590,600	2.55
中野 孝一	311,400	1.34
チェースマンハッタンバンクジーティーエスクライアンツアカウントエスクロウ	286,800	1.24
近藤 誠聡	206,900	0.89
石幸 成和	201,450	0.87

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月

業種	情報·通信業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数更新	6 名
社外取締役の選任状況更新	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) ^{更新}

氏名	属性	会社との関係()										
ι τη		а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
飯塚 孝徳	弁護士											
廣岡 穣	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)^{更新}

H-2 -	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯塚 孝徳		独立役員であります。	弁護士として、法務面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断して社外取締役として選任しております。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

廣岡 穣	独立役員であります。	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と 専門的知識を有しており、主に財務及び会計 並びに税務に関する的確な提言と、独立した立 場から取締役の職務の執行を監査・監督して いただくことにより、当社取締役会の機能強化 が期待されるため、社外取締役としての選任し ております。一般株主と利益相反の生じるおそ れがないと判断したため、独立役員として指定 しております。
------	------------	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 ^{更新}

 全委員(名)
 常勤委員(名)
 社内取締役 (名)
 社外取締役 (名)
 委員長(議長)

 監査等委員会
 3
 0
 1
 2
 社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無^{更新}

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項^{更新}

監査等委員会の職務を補助すべき部署は、内部監査機能を有する経営企画部経営企画課とし、補助内容については、監査等委員会の意見を 十分考慮した上で決定します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 ^{更新}

監査等委員会は会計監査人との間で定期的に会合を持ち、主に会計監査結果についての報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築、当社内部監査部門との間で定期的に会合を持ち、主に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等についての現状報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数^{更新}

2名

その他独立役員に関する事項

経営に対する監視機能を充実させるため、当社と利害関係がない法律・会計の専門家である社外取締役2名(両名共、監査等委員)を採用し、監査の実効性を高めております。当該社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。当社は、当該社外取締役2名を、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として指定しております。当該社外取締役は、取締役会その他重要な会議への出席、業務執行取締役や使用人からの営業報告聴取等を通じ、当社の重要情報へのアクセスが保証され、業務執行取締役の職務執行を監査する体制を確立しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与は行っておらず、株主総会で承認された役員報酬額内で、業績を踏まえた役員報酬を決定することとしております。今後につきましては、当社の経営環境等を総合的に勘案し検討して参ります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成30年3月期における当社取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く。) 4名 62百万円 監査役(社外監査役を除く。) 0名 百万円 **补外役**員 3名 6百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役サポートは経営企画部経営企画課が担当し、取締役会その他重要な会議の日程調整、取締役会の開催に際し必要に応じて事前に 資料配布及び説明を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) | 更新

- 1. 業務執行
- (1)取締役·取締役会

取締役会は、業務執行の基本方針を決定する機関として、全取締役(男性6名)で構成されております。取締役会は、代表取締役が議長をつと め、取締役の職務の執行を監査する監査役が参加し、毎月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。 (2)経営会議

取締役会への付議事項の審議及び重要案件に関する審議・決議を行う機関として、監査等委員ではない取締役(男性3名)で構成されており、 原則として毎月1回開催しております。

(3)グループ会社連絡会

各グループ会社の業績進捗状況報告、全社的施策協議・報告等を行う機関として、主要各社社長、主要幹部メンバー(男性6名)で構成されてお り、原則として毎月1回開催しております。

2. 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社の内部監査は経営企画部において同部長及びスタッフ2名で担当しております。又、監査項目によっては、他事業部門スタッフが必要に応 じて担当する体制をとっております。定期的に行われる監査に加え、業務効率の向上や適正性の確保を目的とした業務フローの見直しについても 適宜行っております。また、日々発生する支払、請求についても監視し、不明な点について担当者に直接確認する体制となっております。

監査等委員会は、非業務執行取締役である委員長1名と法律・会計の専門家である社外取締役2名、合計3名で構成されております。監査等委 員会は、内部統制システムを活用したモニタリング監査を実施し、取締役会その他重要な会議への出席、業務執行取締役等からの営業報告聴 取、重要な決裁書類の閲覧、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況調査、定期的な会計監査人や内部監査担当セクションとの打 ち合わせ、子会社からの営業報告聴取・調査、当社コンプライアンス委員会からの報告等を通じ、当社の重要情報へのアクセスが保証され、業務 執行取締役の職務執行を監査・監督する体制を確立しております。

3.会計監查人

当社は、新日本有限責任監査法人の監査を受けており、業務執行担当の公認会計士2名(本多茂幸氏と佐藤武男氏)と監査業務補助として公認 会計士6名、その他7名の合計13名で監査を行っております。

3.現状のコーポレート·ガバナンス体制を選択している理由^{更新}

当社は、平成30年6月22日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、同 日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を 取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させるとともに、業務執行を行う取 締役および執行役員への権限移譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率化を高めることを目的としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

- 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 実施していません。
- 2.IRに関する活動状況^{更新}

TO TO THE PARTY OF		
	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、ファンドマネージャー向けの説明会を半期に1回(6月と11月の年2回)開催しており(前回出席者数24名)、当社代表の速水から、決算(通期・第2四半期)の内容及び今後の事業展開について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上(http://www.sehi.co.jp/)にIRに関する資料(決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書)について掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	R担当部署:経営企画部経営企画課/ R事務連絡責任者:執行役員経営企画部 部長 松村真一	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明			
その他	主要連結子会社である(株)翔泳社において、取締役総数5名のうち女性役員を2名登用 しております。			

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

()取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a)基本方針

取締役の職務の執行に係る情報·文書の取扱は、当社文書管理規程及びそれに関連する細則·マニュアルに従い適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行います。

(b)整備状況

文書管理規程を制定し、それに沿った運用を実施しております。

()損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)基本方針

(イ)当社は、経営企画部に内部監査機能を設け、内部監査により法令又は定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その内容及びそれがもたらす損失の程度等について担当部署等に報告し改善策を講じる体制を構築します。

(ロ)当社は、社内のネットワークコンピュータ上を流通する情報やコンピュータ及びネットワーク等の情報システム、いわゆる「情報資産」の重要性を強く認識し、「情報セキュリティポリシー」等必要な規程を制定し、情報セキュリティ委員会が中心となって情報セキュリティマネジメントを遂行します。

(八)当社は、当社が取り扱う個人情報保護の重要性を認識し、個人情報適正管理のため「個人情報保護マニュアル」等必要な規程を制定し、代表取締役社長を統括責任者とする個人情報管理体制を構築します。

(二)当社は、有事の際の事業継続計画を策定し、従業員に対して教育・訓練を実施します。

(ホ)当社は、経営企画部をリスク管理所管部として、当社及びグループ全体のリスクの抽出、分析及び評価、当社及びグループ各社が実施するリ スク防止策の把握、並びに当社及びグループ全体の経営リスクのモニタリングを行います。

(b)整備状況

平時のリスク管理を主な目的とする規程類は整備されており、適切な経営者・管理者を関与させた有効なリスク評価の仕組み、個人情報保護体 制、事業継続計画及び内部監査体制は整っております。

()取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)基本方針

(イ)経営計画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとします。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、取締役会やグループ会社連絡会等の会議において業務報告を通じて月次でチェックを行います。

(ロ)業務執行のマネジメントについては、関係法令又は取締役会規程上の付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとします。

(八)日常の職務遂行に際しては、職務分掌・権限規程、稟議規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り 業務を遂行することとします。

(b)整備状況

当社では、経営計画のマネジメント、業務執行のマネジメント及び日常の職務遂行について、上記方針に則った運営を実施しております。

()取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)基本方針

(イ)全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置します。又、従業員の行動基準としてコンプライアンス規程、内部通報制度規程及び関連細則を作成します。

(ロ)従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告義務の受け皿として、業務執行上の通常の報告ルートとは別の内部通報制度を 設置します。当社は、当該内部通報者が不利益を被らないように保護規定を設けます。

(八)万一コンプライアンスに抵触する事態が発生した場合には、その内容·対策案がコンプライアンス委員会から代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築します。

(二)社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は毅然とした 姿勢で断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

(ホ)当社及びその子会社は金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクを管理し、予防及びモニタリングを効果的に機能させることで、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

(へ)当社は、監査等委員会を設置するとともに、複数の社外取締役を選任し、取締役の職務の執行について法令及び定款に適合することを監視 します。

(b)整備状況

コンプライアンス委員会を中心とした内部通報制度の運用を実施しています。また、監査等委員会を設置し、複数の社外取締役を選任しております。

()当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a)基本方針

(イ)当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、当社グループが一体となって事業の発展を図ることを目的として、関係 会社管理規程を制定します。

(ロ)当社は、当社子会社各社にコンプライアンス担当者を置き、当社コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。又、内部通報制度対象者の範囲を、子会社各社に拡大します。

(八)当社は、当社と関係会社間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、当社会計監査人や顧問税理士等と十分な情報交換を行います。

(b)整備状況

関係会社管理規程を制定し、コンプライアンス委員会を立ち上げたこと、及び当社・子会社の幹部スタッフをメンバーとする複数の月次定例会議の 開催などを通じて、当社の子会社の業務適正を確保する基本フレームを構築しております。今後共、子会社に対する監査、モニタリング活動を通 じ、子会社の業務の適正を図ってまいります。

()監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

(a)基本方針

(イ)監査等委員会の職務を補助すべき部署は、内部監査機能を有する経営企画部経営企画課とします。

- (口)補助内容については、監査等委員会の意見を十分考慮した上で決定します。
- (b)整備状況

監査等委員会の職務を補助する専任スタッフはおりませんが、経営企画部経営企画課が、通常業務との兼任でその任にあたっております。

- ()監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性に関する事項
- (a)基本方針
- (イ)監査等委員会の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事及び報酬等の決定にあたっては、監査
- 等委員会との事前協議を要することとします。
- (ロ)監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令に服さないものとします。
- (b)整備状況
- 上記基本方針どおり、監査等委員会との事前協議を行います。
- ()当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(a)基本方針

- (イ)当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び従業員は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を発見したときには、監査等委員会に報告するものとします。
- (ロ)当社子会社の取締役、監査役、従業員及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を発見したときには、当社コンプライアンス委員を通じて監査等委員会に報告するものとします。
- (八)前二項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとします。
- (二)当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び従業員は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。
- (ホ)取締役(監査等委員であるものを除く。)は、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項について取締役会等の重要会議において報告を行い、監査等委員は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができるものとします。

(b)整備状況

- 当社監査等委員は、当社の全ての重要書類に対するアクセスを保証されており、業務執行を行う取締役の職務の監査の任にあたります。
- ()その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a)基本方針
- (イ)監査等委員会は会計監査人との間で定期的に会合を持ち、主に会計監査結果についての報告を受け、監査における連携を図っていく体制を 構築します。
- (ロ)監査等委員会は当社内部監査部門との間で定期的に会合を持ち、主に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等についての現状報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。
- (八)当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に 係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、所定の手続きにより当該費用又は債 務を処理します。
- (b)整備状況
- 当社監査等委員会は、会計監査人と年4回定期的に会合を持ち、会計監査計画とその結果についての報告を受けます。当社監査等委員会は、 内部監査部門と年2回定期的に会合を持ち、内部監査計画とその結果について報告を受けます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、「1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」(iv)(a)(二)に記載しました通り、反社会的勢力排除に向けた基本方針を掲げております。反社会的勢力排除に向けた整備状況は、下記の通りです。

- a. 当社グループのコンプライアンスマニュアルの行動基準に「反社会的勢力との関係断絶」という項目を設けており、従業員向けコンプライアンス研修等を通じて、その周知徹底を図っております。
- b. 当社グループでは、法令違反、不正行為などの早期発見を図り、コンプライアンス経営の強化に資するための内部通報制度をグループ全体に導入しておりますが、この制度も反社会的勢力との関係排除のための役割を担っております。
- c. 反社会的勢力からの不当要求等への対応については、外部の専門機関(リスク管理コンサルタント、弁護士、警察署等)との連携により実施する体制を整えており、今後もその充実に努めてまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

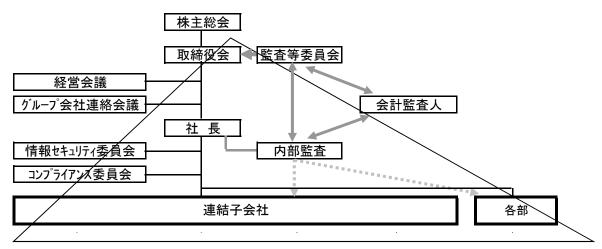
あり

該当項目に関する補足説明 ^{更新}

当社は、平成30年6月22日開催の当社定時株主総会における決議により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として平成19年6月22日に導入し、平成21年6月19日、平成24年6月22日及び平成30年6月22日に所要の変更を行った「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を継続しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図参照



当社の内部統制システムの範囲(連結ベース)